

地域医療支援病院業務報告書

令和6年10月5日

広島県知事 様

開設者 住 所 広島県大竹市玖波4丁目1番1号
氏 名 独立行政法人国立病院機構
広島西医療センター
院長 新甲 靖

次のとおり地域医療支援病院の令和5年度の業務に関して報告します。

- 1 地域医療支援病院の名称 独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター
- 2 所 在 地 広島県大竹市玖波4丁目1番1号
- 3 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

		算定期間	令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで	
地域医療支援病院紹介率 $\frac{A}{B}$	82.0%	地域医療支援病院逆紹介率 $\frac{C}{B}$	138.5%	
算 出 根 拠	A：紹介患者の数		3,103人	
	B：初診患者の数		3,781人	
	C：他の病院又は診療所に紹介した患者の数		5,237人	

- 備考1 「算定期間」欄は、報告年度の4月1日から3月31日までの日付を記入すること。
- 備考2 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
- 備考3 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
- 備考4 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

4 共同利用の実績

(1) 共同利用の範囲及び実績

区 分	共同利用を行った医療機関の延べ数	うち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数
医療機器	CT	530件
	MRI	878件
	ガンマカメラ	17件
	PET-CT	69件
		件
	計	件
その他	開放病床 5床	66件
		件
		件
	計	件

備考5 「区分」欄は、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用を行ったものについて記入すること。

(2) 登録医療機関数及び名簿

施設数	内 訳		
	医科及び歯科の施設数	医科の施設数	歯科の施設数
29施設	施設	29施設	施設

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙1のとおり				

備考6 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記載すること。

備考7 登録医療機関名簿は、様式に従って別紙として添付すること。

(3) 常時共同利用が可能な病床数

病床数	5床	当該病床の利用率	47.8%
-----	----	----------	-------

(4) 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規程の有無 ☒ 有・無

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名：

職 種：

備考8 共同利用に関する規程がある場合には、当該規程の写しを添付すること。なお、利用医師等登録制度とは、共同利用を行おうとする2次医療圏に所在する医療機関の登録制度をいう。

5 救急医療の提供の実績

(1) 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No	職 種	氏 名	勤務の態様		勤務時間	備 考
		別紙2のとおり	常勤	専従		
			非常勤	非専従		
			常勤	専従		
			非常勤	非専従		

(2) 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	6 床
専 用 病 床	0 床

備考9 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

(3) 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要	24 時間使用 の 可 否
救急処置室	46.8 m ²	(主な設備) モニター心電図・無影 灯・ルーカス・カウンターショッ ク・AED・エアウェイスクーブ	可
放射線室	710.07 m ²	(主な設備) 一般撮影装置・CT・ MRI・PETCT	可
検査室	412.122 m ²	(主な設備)	可
	m ²	(主な設備)	

(4) 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車 により搬入した救急患者の数	1,244人 (648人)
上記以外の救急患者の数	1,263人 (189人)
合 計	2,507人 (837人)

備考10 それぞれの救急患者数については、前年度の延べ数を記入すること。括弧内には、それぞれの救急患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

(5) 救急用又は患者輸送用自動車

保有する救急用又は 患者輸送用自動車	1 台
-----------------------	-----

(6) 備考

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院

備考 11 特定の診療科において、重症救急患者の受入れ体制を確保する場合には、その旨を記載すること。既に、「救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の整備事業について」（昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

6 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(1) 研修の内容及び実績

ア 地域の医療従事者への実施回数	26回
イ アの合計研修参加者数	180人（うち院外の研修参加者 70人）

備考12 研修には、当該病院以外の地域の医師だけでなく他の医療従事者が含まれるものを記入すること。

備考13 イには、前年度の研修参加者の延べ数を記入すること。

備考14 研修の実績は、次の様式に従って、別紙として添付すること。（様式により難しい場合は適宜修正すること。その場合も「研修参加者数」欄には院内、院外の別及び合計数を明記すること。）

開催日	演題・研修内容等	講 師		研修参加者数		
		所 属	氏 名	院内	院外	計
別紙 3 のとおり						

(2) 研修プログラムの有無 ☒有・無

(3) 研修委員会設置の有無 ☒有・無

(4) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診 療 科	役 職 等	臨床経験年数	特 記 事 項
別紙 4 のとおり				年	
				年	

備考15 研修指導責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

(5) 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
大講堂	221.086㎡	(主な設備) プロジェクター・スクリーン・暗幕・音響設備・黒板・机/椅子
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)

7 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

諸記録	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	事務部管理課 事務部企画課	・病院日誌、各科診療日誌は年度別 ・その他は患者別
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室
	救急医療の提供の実績	地域医療連携室
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携室
	閲覧実績	地域医療連携室
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室

備考16 「分類方法」欄は、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携室
閲覧の手続の概要	別紙規程のとおり

前 年 度 の 閲 覧 件 数		0件
閲 覧 者 の 別	医 師	0件
	歯 科 医 師	0件
	地 方 公 共 団 体	0件
	そ の 他	0件

備考17 「前年度の閲覧件数」欄は、総延べ数を記入すること。

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回
委 員 会 に お け る 議 論 の 概 要	
地域医療連携に関する報告(病院概況、外来・入院患者数、紹介患者数、紹介率・逆紹介率、救急医療実施状況、開放病床利用率、手術件数、共同利用、市民公開講座、地域医療従事者研修、出張講演の実施報告、収支状況について)	

10 患者相談の実績

患者相談を行う場所	医療相談窓口(医事)・地域医療連携室
主として患者相談を行った者	専門職・社会福祉士・看護師長・看護師
患者相談件数	5,186件
患 者 相 談 の 概 要	
患者相談窓口規程、医療相談窓口規程により対応している。 ・退院相談(転院・在宅支援) ・諸制度(介護保険、福祉制度、身体障害者手帳など)に関する相談 ・経済的問題の相談(医療費、療養費) ・受診、受療に関する相談(かかりつけ医紹介など) ・入院上の不安・心配事の相談 ・苦情・要望に関する相談 ・がん相談	

備考 18 「患者相談の概要」欄は、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮した記載を行うこと。

11 その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

(1) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・ ☒ 無
・評価を行った機関名，評価を受けた時期	

(2) 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	☒ 有・無
・情報発信の方法，内容等の概要 ホームページや広報誌での情報発信	

(3) 退院調整部門

退院調整部門の有無	☒ 有・無
・退院調整部門の概要 退院調整看護師、MSWにより患者家族を交えて退院調整を行っている。	

(4) 地域連携を促進するための取組

地域連携クリティカルパスの策定	☒ 有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容	
・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組	

注 1 不用の文字は，消すこと。

2 地域医療支援病院紹介率が 65%以上であるが，承認要件の「地域医療支援病院紹介率が 65%以上であり，かつ，地域医療支援病院逆紹介率が 40%以上であること」に該当しない病院にあつては，承認後 2 年間で地域医療支援病院紹介率 80%を上回るとするための具体的な年次計画を併せて提出すること。

3 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とする。

登録医療機関及び名簿

令和5年4月現在

	氏名	主たる 診療科	所属医療機関		
			医療機関名	開設者氏名	住所
1	石井 知行	内・精神科	知仁会メープルヒル病院	石井 知行	大竹市玖波5-2-1
2	石井 篤子	内・精神科	知仁会メープルヒル病院	石井 知行	大竹市玖波5-2-1
3	糸谷 富男	整形外科	糸谷整形外科医院	糸谷 富男	大竹市油見1-9-12
4	大江 啓常	内科	おおえ内科クリニック	大江 啓常	大竹市晴海1-4-13
5	小田 佳史	整形外科	おだ整形外科クリニック	松浦 義和	大竹市立戸4-1-17
6	佐川 広	内科	佐川内科医院	佐川 広	大竹市玖波2-4-2
7	坪井 信治	内科	坪井クリニック	坪井 信治	大竹市本町1-1-18
8	坪井 和彦	内科	坪井クリニック	坪井 信治	大竹市本町1-1-18
9	村上 博	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科村上クリニック	村上 博	大竹市元町1-11-2
10	山根 康彦	内・外科	大和橋医院	山根 寛	大竹市本町2-9-4
11	渡辺 正朝	内科	本町医院	渡辺 正朝	大竹市白石2-15-17
12	嶋田 博光	小児科	しまだファミリークリニック	嶋田 昌輝	大竹市油見3-12-7
13	平田 文孝	内・小児科	平田内科小児科医院	平田 文孝	廿日市市阿品台4-1-26
14	平田 優子	内・小児・皮膚・放射線科	平田内科小児科医院	平田 文孝	廿日市市阿品台4-1-26
15	杉原 英樹	外科	医療法人社団杉原外科医院	杉原 英樹	廿日市市大野1-7-7
16	永田 健二	内・循環器・呼吸器・消化器科	医療法人社団永田内科	永田 健二	廿日市市塩屋1-1-64
17	曾根 喬	内科	医療法人明和会大野浦病院	曾根 喬	廿日市市丸石2-3-35
18	石田 敬幸	内科	医療法人明和会大野浦病院	曾根 喬	廿日市市丸石2-3-35
19	中丸 光昭	内科	中丸クリニック	中丸 光昭	廿日市市宮島口1-7-15
20	木村 泰博	内科	きむら内科小児科医院	木村 泰博	廿日市市阿品台4-17-31
21	斉藤 裕次	外科	医療法人社団裕仁会斉藤脳外科クリニック	斉藤 裕次	廿日市市串戸2-17-5
22	田口 治義	神経内科・内科	田口脳外科クリニック	田口 治義	廿日市市阿品3-2-18
23	金広 啓一	内科	じこぜんクリニック	金広 啓一	廿日市市地御前3-16-20
24	八幡 浩	内科	八幡クリニック	八幡 浩	廿日市市串戸4-13-24
25	大久保 和典	内科	医療法人社団おおくぼ内科	大久保 和典	廿日市市永原1235-1
26	松本 春樹	内科	内科・消化器科松本クリニック	松本 春樹	廿日市市福面3-1-20
27	陸門 靖	内科	むつかど内科呼吸器科	陸門 靖	廿日市市阿品3-1-6
28	尾形 徹	内科・外科	宮島クリニック	尾形 徹	廿日市市宮島町1185-1
29	平尾 健	整形外科	平尾外科整形外科クリニック	平尾 健	広島市佐伯区五日市市駅前1-11-39
30	長谷川 修	整形外科	長谷川整形外科	長谷川 修	廿日市市塩屋2-2-16
31	天野 純子	内科	アマノリハビリテーション病院	天野 純子	廿日市市陽光台5-9
32	寺園 嵩	内科	新生会いしいケア・クリニック	寺園 嵩	岩国市室の木町1-1-50
33	村山 正毅	外科	岩国みなみ病院	村山 正毅	岩国市南岩国町2-77-23

職場	職名	氏名	勤務態様	勤務時間	備考
1	看護師		常勤 非専従	38.75	
2	看護師		常勤 非専従	38.75	
3	看護師		常勤 非専従	38.75	
4	看護師		常勤 非専従	38.75	
5	看護師		常勤 非専従	38.75	
6	看護師		常勤 非専従	38.75	
7	看護師		常勤 非専従	38.75	
8	看護師		常勤 非専従	38.75	
9	看護師		常勤 非専従	38.75	
10	看護師		常勤 非専従	38.75	
11	看護師		常勤 非専従	38.75	
12	看護師		常勤 非専従	38.75	
13	看護師		常勤 非専従	38.75	
14	看護師		常勤 非専従	38.75	
15	看護師		常勤 非専従	38.75	
16	看護師		常勤 非専従	38.75	
17	看護師		常勤 非専従	38.75	
18	看護師		常勤 非専従	38.75	
19	看護師		常勤 非専従	38.75	
20	看護師		常勤 非専従	38.75	
21	看護師		常勤 非専従	38.75	
22	看護師		常勤 非専従	38.75	
23	看護師		常勤 非専従	38.75	
24	看護師		常勤 非専従	38.75	
25	看護師		常勤 非専従	38.75	
26	看護師		常勤 非専従	38.75	
27	看護師		常勤 非専従	38.75	
28	看護師		常勤 非専従	38.75	
29	看護師		常勤 非専従	38.75	
30	看護師		常勤 非専従	38.75	
31	看護師		常勤 非専従	38.75	
32	看護師		常勤 非専従	38.75	
33	看護師		常勤 非専従	38.75	
34	看護師		常勤 非専従	38.75	
35	看護師		常勤 非専従	38.75	
36	看護師		常勤 非専従	38.75	
37	看護師		常勤 非専従	38.75	
38	看護師		常勤 非専従	38.75	
39	看護師		常勤 非専従	38.75	

職場	職名	氏名	勤務態様	勤務時間	備考
40	医師		常勤 非専従	38.75	
41	医師		常勤 非専従	38.75	
42	医師		常勤 非専従	38.75	
43	医師		常勤 非専従	38.75	
44	医師		常勤 非専従	38.75	
45	医師		常勤 非専従	38.75	
46	医師		常勤 非専従	38.75	
47	医師		常勤 非専従	38.75	
48	医師		常勤 非専従	38.75	
49	医師		常勤 非専従	38.75	
50	医師		常勤 非専従	38.75	
51	医師		常勤 非専従	38.75	
52	医師		常勤 非専従	38.75	
53	医師		常勤 非専従	38.75	
54	医師		常勤 非専従	38.75	
55	医師		常勤 非専従	38.75	
56	医師		常勤 非専従	38.75	
57	医師		常勤 非専従	38.75	
58	医師		常勤 非専従	38.75	
59	医師		常勤 非専従	38.75	
60	医師		常勤 非専従	38.75	
61	医師		常勤 非専従	38.75	
62	医師		常勤 非専従	38.75	
63	医師		常勤 非専従	38.75	
64	医師		常勤 非専従	38.75	
65	医師		常勤 非専従	38.75	
66	医師		常勤 非専従	38.75	
67	医師		常勤 非専従	38.75	
68	医師		常勤 非専従	38.75	
69	医師		常勤 非専従	38.75	
70	医師		常勤 非専従	38.75	
71	医師		常勤 非専従	38.75	
72	医師		常勤 非専従	38.75	
73	医師		常勤 非専従	38.75	
74	医師		常勤 非専従	38.75	
75	医師		常勤 非専従	38.75	
76	医師		常勤 非専従	38.75	
77	医師		常勤 非専従	38.75	
78	医師		常勤 非専従	38.75	
79	医師		常勤 非専従	38.75	
80	医師		常勤 非専従	38.75	
81	医師		常勤 非専従	38.75	
82	医師		常勤 非専従	35	
83	医師		常勤 非専従	35	
84	医師		常勤 非専従	35	
85	医師		常勤 非専従	35	
86	医師		常勤 非専従	35	
87	医師		常勤 非専従	35	
88	医師		常勤 非専従	35	
89	医師		常勤 非専従	35	
90	医師		常勤 非専従	35	
91	医師		常勤 非専従	35	
92	医師		常勤 非専従	35	

研修の内容及び実績(令和5年度)

No	月日	題名	講師名(科)	院内	院外	合計
1	4月21日	尿酸値はなぜ下げる？どうやって下げる？ ～意外と知らない尿酸の話～		-	-	-
2	6月15日	院内CPC		14	1	15
3	7月29日	健康寿命をのばそう！(介護予防と健康について)		-	30	30
4	9月20日	ストレスケアとセルフケアについて		-	10	10
5	9月20日	院内CPC		13	-	13
6	10月11日	介護現場における感染症の対応について 日常からの標準予防策を中心に		-	-	0
7	10月22日	大竹ふれあい健康福祉祭り 健康づくり講演会 「健やかな毎日のために～コロナ禍を通じて学んだこと～」		-	-	0
8	10月23日	糖尿病患者の療養指導のポイント せん妄の予防と対応		-	8	8
9	10月27日	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症の現状と展望		-	-	0
10	10月27日	重症熱性血小板減少症候群など マダニ・ツツガムシ感染症について		-	-	0
11	10月27日	当院で経験したレジオネラ症の一例		-	-	0
12	11月16日	院内CPC		14	1	15
13	11月24日	胆膵の画像診断 私はここを診ています		-	-	0
14	11月27日	認知症患者の接し方・せん妄の予防と対応		-	-	0
15	11月28日	新型コロナウイルス感染症5類移行後 在宅療養での対応について		-	7	7
16	11月28日	パーキンソン病に対するリハビリテーション療法の効果		-	-	0
17	11月28日	肩関節疾患の診断と治療		-	-	0
18	11月29日	尿酸値が下がると何が良いのでしょうか？ ～病型分類と治療戦略～		-	-	0
19	12月8日	院内CPC		5	5	10
20	12月11日	血糖・バターンマネジメント 気管切開患者の看護		12	3	15
21	1月15日	院内CPC		13	1	14
22	2月2日	院内CPC		14	-	14
23	2月4日	がんと認知機能		-	-	0
24	2月5日	認知症・糖尿病を持つ患者の看護の実際 安全な人工呼吸器管理ができる		6	2	8
25	2月27日	まちの保健室の栄養相談		-	-	0
26	3月5日	院内CPC		19	2	21
合計				110	70	180

NO	漢字氏名	職種	職名	年数	備考
1		医師		36	
2		医師		30	
3		医師		36	
4		医師		31	
5		医師		39	
6		医師		39	
7		医師		36	
8		医師		32	
9		医師		38	
10		医師		37	
11		医師		31	
12		医師		26	
13		医師		23	
14		医師		31	
15		医師		14	
16		医師		25	
17		医師		21	
18		医師		11	
19		医師		22	
20		医師		9	
21		医師		38	
22		医師		27	
23		医師		25	
24		医師		23	
25		医師		38	
26		医師		27	
27		医師		25	
28		医師		8	
29		医師		23	
30		医師		14	
31		医師		7	
32		医師		5	
33		医師		19	
34		医師		11	
35		医師		30	
36		医師		20	
37		医師		30	
38		医師		29	
39		医師		23	
40		医師		26	

独立行政法人国立病院機構広島西医療センター
施設・設備等の共同利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構広島西医療センター(以下「当院」という。)の有する施設及び設備(以下「共同利用施設」という。)を地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者(以下「医師等」という。)が共同利用することにより地域における保健・医療・福祉関係との間で地域医療の円滑な運営を図り相互に医学の研鑽と包括的で一貫性のある医療を提供することを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程に基づき共同利用施設の利用ができる者(以下「利用者」という。)は地域の医師等とする。

(利用について)

第3条 当院の共同利用施設を利用しようとする者は、病院長に申請しあらかじめ許可を得るものとする。また、利用に当たっては病院規則を守るとともに病院内において所定の診療衣を着用し、名札をつけるものとする。

(共同利用施設の種類)

第4条 共同利用できる共同利用施設は次のとおりとする。

- 1 CT
- 2 MRI
- 3 ガンマカメラ
- 4 PET-CT

(担当者)

第5条 当院の施設、設備を共同利用する利用者、医療機関との連絡、調整、共同利用に関する協議及び情報の提供など制度の円滑な運営のため当院地域医療連携室に担当者を置く。

- 2 共同利用に関わる担当者は地域医療連携室とする。

(付属施設の利用)

第6条 利用者は、当院内の指定する控室及び駐車場を利用することができるものとする

(共同利用に関する協議)

第7条 当院の共同利用施設の有効かつ円滑な共同利用を推進するために必要な事項は独立行政法人国立病院機構広島西医療センター地域医療支援病院委員会において協議するものとする。

附則 この規程は、平成23年5月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改訂